

医 療 法 人 制 度 改 革 に つ い て

医 療 法 人 制 度 改 革 に つ い てP. 1

医 療 法 人 制 度 改 革 の 柱P. 2

医療法人制度改革について

～ 医療法人に求められる将来像の提示とそれに沿った制度改革の実現 ～

医療提供体制の有力な担い手としての医療法人を伸ばす立場

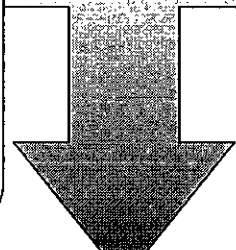
○医療法人制度が発足して50年以上経過し、次のような問題点が顕在。

- I. 非営利性の考え方が不明確となっているおそれ
- II. 救急医療やへき地医療など住民が望む公益性の高い医療とミスマッチになっているおそれ
- III. 経営のチェック機能が有効に働いていないおそれ
- IV. 経営の透明性が確保されていないおそれ
- V. 医業が安定的に提供されていないおそれ

医療法人の規制改革を求める立場

○株式会社のもつメリットを医療機関経営に活かせるよう要請。

- I. 医療法人は実質的に非営利ではないのでは
- II. 株式会社でも公益性の高い事業を実施できるのでは
- III. 株式会社は株主という経営をチェックする機能が担保されているのでは
- IV. 信頼が重要な株式会社は透明性のある経営ができるのでは
- V. 直接金融により安定した経営が可能では



医療法人制度改革の基本的な方向性

Ⅰ. 非営利性の徹底、Ⅱ. 公益性の確立、Ⅲ. 効率性の向上、Ⅳ. 透明性の確保、Ⅴ. 安定した医業経営の実現



- 一 公益性の高い医療を提供する競争力のある医療法人の実現
- 二 住民が支える医療法人制度への改革による医業経営の安定化の実現
- 三 限られた医療資源の効率的な活用による住民の利便性の向上と負担の抑制

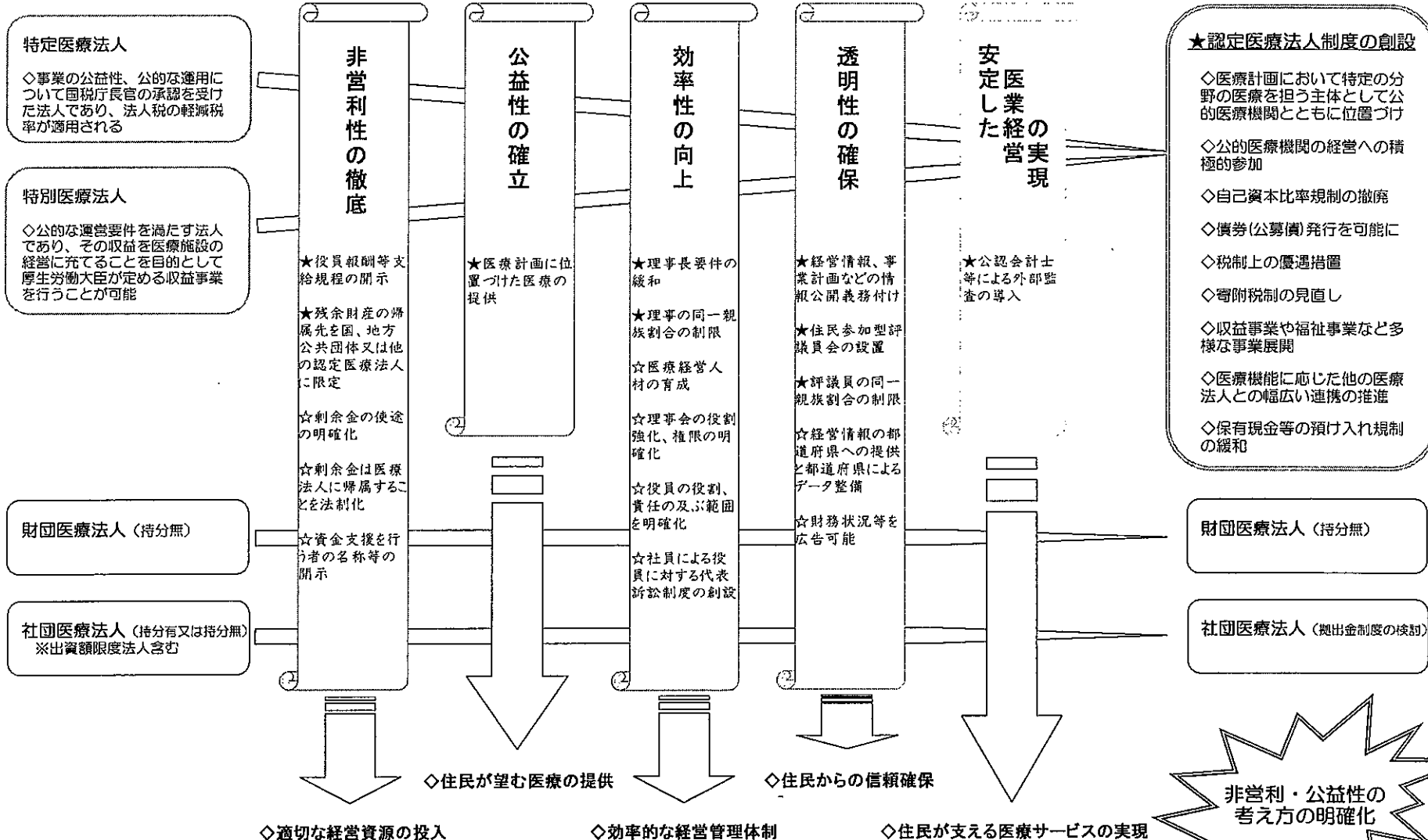
【 平成18年の医療制度改革へ（検討） 】

医療法人制度改革の柱

- ① 非営利性・公益性の徹底による国民の信頼の確立
- ② 効率的で透明な医療経営の実現による医療の安定的な提供

<現 行>

<改正後>



☆医療計画に位置づけた医療の提供に伴う都道府県からの支援

注）★は認定医療法人（仮称）のみに関する事項、☆は全ての医療法人に関する事項。